

平成30年3月亀岡市議会定例会
条例一部改正資料
(新 旧 対 照 表)

職員の退職手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
附 則 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号。以下「条例第1号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。	附 則 3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号。以下「条例第1号」という。）附則第4項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
附 則 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。	附 則 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
附 則 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第3項から第5項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年亀岡市条例第38号。以下この条及び次条において「条例第38号」という。）附則第6項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号。以下この条及び次条において「条例第1号」という。）附則第4項から第7項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年亀岡市条例第46号。以下この条及び次条において「条例第46号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の87</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）に	附 則 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第3項から第5項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年亀岡市条例第38号。以下この条及び次条において「条例第38号」という。）附則第6項の規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年亀岡市条例第1号。以下この条及び次条において「条例第1号」という。）附則第4項から第7項まで並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年亀岡市条例第46号。以下この条及び次条において「条例第46号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ<u>100分の83.7</u>（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）に

あつては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項から第5項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第38号附則第6項、条例第1号附則第4項から第7項まで並びに条例第46号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 （略）

あつては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第3項から第5項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第38号附則第6項、条例第1号附則第4項から第7項まで並びに条例第46号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 （略）

亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和37年亀岡市条例第14号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） （略） （4） 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 2～4 （略） （旅費の支給） 第3条 職員が出張_____した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。 2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の<u>一に</u>_____該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 （1） 職員が出張_____のため旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員	（定義） 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） （略） <u>（4） 赴任 新たに任用のため招致された職員等が、その任用に伴う移転のため住所若しくは居所から新在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員等がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。</u> <u>（5） 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u> <u>（6） 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u> 2～4 （略） （旅費の支給） 第3条 職員が出張<u>し、又は赴任</u>した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。 2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 （1） 職員が出張<u>又は赴任</u>のため旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張_____のため旅行中に死亡した場合は、当該職員の遺族

3～6 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料_____とする。

2～8 (略)

<新規>

(外国旅行の旅費)

第22条 外国旅行の場合における旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例により市長がその都度定める。

(退職者の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等となった日にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合は、当該職員の遺族

3～6 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2～8 (略)

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

(移転料、着後手当、扶養親族移転料)

第20条の2 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例によりその範囲内において、市長がその都度定める。

(外国旅行の旅費)

第22条 外国旅行の場合における旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律_____の例により市長がその都度定める。

(退職者の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費
ア 退職等となった日にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次のとおりとする。

(1) (略)

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序による同順位がある場合には、年長者を先とする。

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 職員が赴任中に死亡したときは、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序による同順位がある場合には、年長者を先とする

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
<u>（開館時間及び休館日）</u> <u>第2条の2 会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u> <u>2 会館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。</u> <u>（1） 日曜日及び土曜日</u> <u>（2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u> <u>（3） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）</u> （目的外使用） 第12条 会館は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することはできない。ただし、使用が会館の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りではない。	<u>（開館時間及び休館日）</u> <u>第2条の2 会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとし、宿泊の場合は、午後2時から翌日の午前10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u> <u>2 会館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。</u> （目的外使用） 第12条 会館は、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することはできない。ただし、使用が会館の管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りではない。 <u>（目的外使用料）</u> <u>第12条の2 目的外使用の許可を受けて会館の一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。</u> <u>2 目的外使用料は、別表第3に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。</u> <u>（目的外使用の減免）</u> <u>第12条の3 市長が特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>（保証金）</u>

別表第1（第9条関係）

使用時間区分 種別	午 前	午 後	全 日
	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時
ホール	1,330円	1,330円	2,460円
教室	720円	720円	1,230円
実習室	1,020円	1,020円	1,850円
会議室	610円	610円	1,020円
図書館ホール	2,050円	2,050円	3,700円

備考

- 1 市外居住者（法人にあっては、その所在地）が使用するときは、使用料の3割程度相当額を加算する。
- 2 使用者が、商業宣伝物品販売その他これに類似する行為を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。

第12条の4 市長は、必要があると認めるときは、目的外使用者に保証金を納付させることができる。

2 前項の保証金は、使用状況又は種別により、その都度市長が定める。

3 保証金は、使用の終了後、目的外使用者に還付する。ただし、未納の賠償金等があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。

4 保証金には、利子をつけない。

別表第1（第9条関係）

使用時間区分 種別	午前	午後	全日	宿泊
	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時	午後2時から翌 日の午前10時
ホール	1,330円	1,330円	2,460円	
教室	720円	720円	1,230円	
実習室	1,020円	1,020円	1,850円	
会議室	610円	610円	1,020円	
コテージ			4,000円	8,000円

備考

- 1 市外居住者（法人にあっては、その所在地）が使用するときは、使用料の3割程度相当額を加算する。
- 2 使用者が、商業宣伝物品販売その他これに類似する行為を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。

別表第3（第12条の2関係）

種 別	単 位	金 額
土地使用料	1 年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料	1 年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の108を乗じ土地使用料を加算した額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額の範囲内において、市長が定める額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数が生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を12で除した額とし、日割にあつては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は、1日として計算する。
- 4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。
- 7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。
- 8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。

亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年亀岡市条例第59号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（契約の種類） 第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。 (1) 事務用機器及び通信機器（付随する機器及びシステムを含む。）の借入れ及び保守に関する契約 (2) 情報処理機器（付随する機器及びシステムを含む。）の借入れ及び保守に関する契約 (3) 公用車両の借入れに関する契約 <u>(4) 庁舎その他市が管理する施設の維持及び保守管理業務の委託に関する契約</u> (5) 給食業務の委託に関する契約 (6) 徴収又は収納に係る事務の委託に関する契約 (7) 広報紙その他定期刊行物の作成又は印刷の請負に関する契約 (8) 医療に係る事務の委託、物品の借入れ及び機器の保守管理に関する契約 (9) ふるさと納税寄附金に係る業務の委託に関する契約	（契約の種類） 第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。 (1) 事務用機器及び通信機器（付随する機器及びシステムを含む。）の借入れ及び保守に関する契約 (2) 情報処理機器（付随する機器及びシステムを含む。）の借入れ及び保守に関する契約 (3) 公用車両の借入れに関する契約 <u>(4) 庁舎その他市が管理する施設の維持及び保守管理業務の委託並びに設備の借入れ及び保守に関する契約</u> (5) 給食業務の委託に関する契約 (6) 徴収又は収納に係る事務の委託に関する契約 (7) 広報紙その他定期刊行物の作成又は印刷の請負に関する契約 (8) 医療に係る事務の委託、物品の借入れ及び機器の保守管理に関する契約 (9) ふるさと納税寄附金に係る業務の委託に関する契約

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（損害補償を受ける権利） 第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（<u>同法第36条</u>）において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条）において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の7第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。	（損害補償を受ける権利） 第2条 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合又は消防法第25条第1項若しくは第2項（<u>これらの規定を同法第36条第8項</u>において準用する場合を含む。）若しくは第29条第5項（同法第30条の2及び第36条第8項）において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については、300円）を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

(補償基礎額)

第5条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については一人につき333円

_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（延滞金） 第3条 分担金等の納付義務者は、納期限後に当該分担金等を納付する場合においては、当該納付金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるとき、又は納入金の全額が2,000円未満であるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（<u>その金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円未満であるとき</u>）はその端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。 2 （略）	（延滞金） 第3条 分担金等の納付義務者は、納期限後に当該分担金等を納付する場合においては、当該納付金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるとき、又は納入金の全額が2,000円未満であるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（<u>その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるとき</u>）はその端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。<u>ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。</u> 2 （略）

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（延滞金） 第11条 管理者は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しないものがあるときは、当該負担金額_____ _____にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（<u>その額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるとき</u>_____はその端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。 2 （略）	（延滞金） 第11条 管理者は、第6条第3項の納付期日までに負担金を納付しないものがあるときは、当該負担金額<u>（1,000円未満の端数があるとき、又は納入金の全額が2,000円未満であるときは、これを切り捨てる。）</u>にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（<u>その額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときはその端数金額又はその全額</u>を切り捨てる。）を加算して徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。 2 （略）

亀岡市立学校施設使用条例（平成16年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（対象施設） 第2条 この条例において使用の対象となる施設は、次のとおりとする。 (1) 屋内運動場、格技場、小体育室、ミーティング室 (2) 屋外運動場 <u>(3)</u> その他亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が使用を認める施設	（対象施設） 第2条 この条例において使用の対象となる施設は、次のとおりとする。 (1) 屋内運動場、格技場、小体育室、ミーティング室 (2) 屋外運動場 <u>(3) 児童生徒地域交流施設</u> <u>(4)</u> その他亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が使用を認める施設 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この条例による改正後の亀岡市立学校施設使用条例別表の使用料の規定は、平成30年10月1日以降に使用する施設使用料から適用し、同日前に使用する施設使用料については、なお従前の例による。</u>

別表（第7条関係）

施設名 (区分)		使用料 (1時間当たり)	学校名
屋内運動場	①	円 100	小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 中学校：別院 義務教育学校：亀岡川東学園
	②	円 150	小学校：東別院 蔦田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親
	③	円 200	小学校：亀岡 安詳 つつじヶ丘 中学校：東輝 詳徳
	④	円 250	中学校：南桑 大成
	⑤	円 400	中学校：亀岡
	格技場	円 150	中学校：亀岡
	小体育室、 ミーティン グ室	円 50	小学校：亀岡 安詳 東別院 中学校：亀岡 大成 義務教育学校：亀岡川東学園
屋外運動場		無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校
教育委員会が使用を認める施設		無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校

別表（第7条関係）

施設名 (区分)		使用料 (1時間当たり)	学校名
屋内運動場	①	円 100	小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 中学校：別院 義務教育学校：亀岡川東学園
	②	円 150	小学校：東別院 蔦田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親
	③	円 200	小学校：亀岡 安詳 つつじヶ丘 中学校：東輝 詳徳
	④	円 250	中学校：南桑 大成
	⑤	円 400	中学校：亀岡
	格技場	円 150	中学校：亀岡
	小体育室、 ミーティン グ室	円 50	小学校：亀岡 安詳 東別院 中学校：亀岡 大成 義務教育学校：亀岡川東学園
屋外運動場		無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校
児童生徒地 域交流施設	研修室	円 200	中学校：亀岡（若木の家）
	会議室 (和室1室)	円 100	
教育委員会が使用を認める施設		無料	市立各小学校、中学校、義務教育学校

亀岡市公民館設置及び運営に関する条例（昭和38年亀岡市条例第10号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）										
（設置） 第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定により、亀岡市に次のとおり公民館を設置する。 <table> <tr> <td><u>1</u> 亀岡市中央公民館</td><td>亀岡市内丸町45番地の3</td></tr> <tr> <td><u>2</u> 亀岡市篠公民館</td><td>亀岡市篠町篠中北裏68番地の1</td></tr> <tr> <td><u>3</u> 亀岡市吉川公民館</td><td>亀岡市吉川町吉田沢63番地</td></tr> </table> 2 （略）	<u>1</u> 亀岡市中央公民館	亀岡市内丸町45番地の3	<u>2</u> 亀岡市篠公民館	亀岡市篠町篠中北裏68番地の1	<u>3</u> 亀岡市吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地	（設置） 第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定により、亀岡市に次のとおり公民館を設置する。 <table> <tr> <td><u>1</u> 亀岡市篠公民館</td><td>亀岡市篠町篠中北裏68番地の1</td></tr> <tr> <td><u>2</u> 亀岡市吉川公民館</td><td>亀岡市吉川町吉田沢63番地</td></tr> </table> 2 （略）	<u>1</u> 亀岡市篠公民館	亀岡市篠町篠中北裏68番地の1	<u>2</u> 亀岡市吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
<u>1</u> 亀岡市中央公民館	亀岡市内丸町45番地の3										
<u>2</u> 亀岡市篠公民館	亀岡市篠町篠中北裏68番地の1										
<u>3</u> 亀岡市吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地										
<u>1</u> 亀岡市篠公民館	亀岡市篠町篠中北裏68番地の1										
<u>2</u> 亀岡市吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地										

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）新旧対照表

現 行				改 正 後（案）			
別表（第22条、第22条の2関係）				別表（第22条、第22条の2関係）			
家庭系一般 廃棄物	市の指定する処理施設 へ搬入するとき（指定 ごみ袋で搬入する とき、及び粗大ごみを除 く。）。	可燃物	10キログラムにつき <u>150円</u> （10キログラム未満は、10キ ログラムとみなす。）	家庭系一般 廃棄物	市の指定する処理施設 へ搬入するとき（指定 ごみ袋で搬入する とき、及び粗大ごみを除 く。）。	可燃物	10キログラムにつき <u>180円</u> （10キログラム未満は、10キ ログラムとみなす。）
		不燃物	10キログラムにつき <u>150円</u> （10キログラム未満は、10キ ログラムとみなす。）			不燃物	10キログラムにつき <u>180円</u> （10キログラム未満は、10キ ログラムとみなす。）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）			（略）	（略）
その他の一 般廃棄物	市の指定する処理施設 へ搬入するとき。	可燃物	10キログラムにつき <u>150円</u> （10キログラム未満は、10キ ログラムとみなす。）	その他の一 般廃棄物	市の指定する処理施設 へ搬入するとき。	可燃物	10キログラムにつき <u>180円</u> （10キログラム未満は、10キ ログラムとみなす。）
		不燃物	10キログラムにつき <u>150円</u> （10キログラム未満は、10キ ログラムとみなす。）			不燃物	10キログラムにつき <u>180円</u> （10キログラム未満は、10キ ログラムとみなす。）

亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 （1） 本市に住所を有する被保険者 （2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項_____に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項_____に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、本市に住所を有していた被保険者 （3） 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者 （4） 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号_____に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者 （延滞金） 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、当該納期限の翌日から納	（保険料を徴収すべき被保険者） 第3条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 （1） 本市に住所を有する被保険者 （2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項<u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（<u>法第55条第1項</u>に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、本市に住所を有していた被保険者 （3） 法第55条第2項第1号<u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者 （4） 法第55条第2項第2号<u>（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った<u>法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者 （5） <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u> （延滞金） 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、当該納期限の翌日から納

付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から3箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額

を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りではない。

2 （略）

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から3箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額（その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

2 （略）

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）

<削除>

- 3 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。ただし、納期の末日が日曜日等に当たるときは、その日以降最初に到来する日曜日等でない日を納期の末日とする。

<u>第1期</u>	<u>10月1日から同月31日まで</u>
<u>第2期</u>	<u>11月1日から同月30日まで</u>
<u>第3期</u>	<u>12月1日から同月31日まで</u>
<u>第4期</u>	<u>1月1日から同月31日まで</u>
<u>第5期</u>	<u>2月1日から同月末日まで</u>
<u>第6期</u>	<u>3月1日から同月31日まで</u>

- 4 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

<削除>

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
目次 第1章 本市が行う国民健康保険_____（第1条） 第2章 <u>国民健康保険運営協議会及び国民健康保険協力委員会</u>（第2条―第4条） 第3章～第8章 （略） 第1章 本市が行う国民健康保険 （本市が行う国民健康保険） 第1条 本市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第2章 <u>国民健康保険運営協議会及び国民健康保険協力委員会</u> （国民健康保険運営協議会_____の委員の定数） 第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>_____（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） <u>（国民健康保険協力委員会）</u> 第3条 <u>国民健康保険事業の運営に協力し保健事業の推進をはかるため、国民健康保険協力委員会（以下「協力委員会」という。）を置くことができる。</u> （委任） 第4条 <u>前2条</u>に定めるもののほか、<u>協議会及び協力委員会</u>に関し必要な事項は、規則で定める。 （保険料の賦課額） 第12条の2 保険料の賦課額は、<u>被保険者である世帯主及びその世帯</u>	目次 第1章 本市が行う国民健康保険<u>の事務</u>（第1条） 第2章 <u>本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>_____（第2条―第4条） 第3章～第8章 （略） 第1章 本市が行う国民健康保険<u>の事務</u> （本市が行う国民健康保険<u>の事務</u>） 第1条 本市が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。 第2章 <u>本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> ―― （本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会<u>の委員の定数</u>） 第2条 <u>本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 （1）～（4） （略） 第3条 <u>削除</u> （委任） 第4条 <u>第2条</u>に定めるもののほか、協議会_____に関し必要な事項は、規則で定める。 （保険料の賦課額） 第12条の2 保険料の賦課額は、<u>世帯主の</u>_____世帯

に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項_____に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額_____をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者_____をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額_____をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第20条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに係る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条

に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課総額）

第12条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第20条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み

の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援

替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

金」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金(以下「療養給付費等交付金」という。)を除く。)の額の合算額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日

____における一般被保険者の数____で除して得た額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))を除く。)の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による基礎賦課額の減免の額の総額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、540,000円を超えることができない。

第16条の6 第13条又は第16条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）は、580,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第20条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第20条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日 における一般被保険者の数 で除して得た額

(3) （略）

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日 における一般被保険者が属する世帯の数 から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ （略）

2・3 （略）

（介護納付金賦課総額）

第16条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第20条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、そ

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度 における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) （略）

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度 における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ （略）

2・3 （略）

（介護納付金賦課総額）

第16条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第20条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、そ

の減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、及び貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。))のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。))の額の合算額

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

の減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(京都府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。))

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。))の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。))のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。))の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による介護納付金賦課額の減免の額の総額

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の初日_____における介護納付金賦課被保険者の数_____で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日_____における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数_____で除して得た額

2・3 (略)

(保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には540,000円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に270,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2・3 (略)

(保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額した額（当該減額して得た額が580,000円を超える場合には580,000円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に275,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条

の2第2項に掲げる金額に490,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

2 （略）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「540,000円」とあるのは「190,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「540,000円」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

（延滞金）

第23条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるとき、又は保険料の全額が2,000円未満であるときは、これらを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間については日数に応じ、その金額に

の2第2項に掲げる金額に500,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

2 （略）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「580,000円」とあるのは「190,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「580,000円」とあるのは「160,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

（延滞金）

第23条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下この条において同じ。）の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるとき、又は保険料の全額が2,000円未満であるときは、これらを切り捨てる。）につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間については日数に応じ、その金額に

年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金
(その金額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が10円
未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を
加算して納付しなければならない。

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第25条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げ
る事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) ～ (5) (略)

2 前項の届出は____、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則
(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保
険受給資格者証を提示して行わなければ
____ならない。

年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金
(その金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円
未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を
加算して納付しなければならない。ただし、やむを得ない理由があ
ると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第25条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げ
る事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) ～ (5) (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則
(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保
険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示し
なければならない。

亀岡市国民健康保険財政調整基金条例（昭和39年亀岡市条例第6号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（設置） 第1条 <u>国民健康保険事業の健全な運営に必要な保険給付、老人保健拠出金及び介護納付金の財源調整並びに保健事業の振興を図るため</u>、亀岡市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第1条 亀岡市国民健康保険事業の健全な運営及び保険事業の実施に必要な財源に充てるため <u>一、</u> 亀岡市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成27年亀岡市条例第13号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46<u>第4項</u>の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）における包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。 （人員に関する基準） 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 （1）・（2） （略） （3） 主任介護支援専門員（<u>省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。</u>）その他これに準ずる者 1人 2 （略）	（趣旨） 第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46<u>第5項</u>の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）における包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。 （人員に関する基準） 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 （1）・（2） （略） （3） 主任介護支援専門員（<u>省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員</u>をいう。）その他これに準ずる者 1人 2 （略）

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(保険料率) 第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率</u>は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(6) (略) (7) 次のいずれかに該当する者 81,048円 ア 前年の合計所得金額が<u>1,200,000円以上1,900,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 93,528円 ア 前年の合計所得金額が<u>1,900,000円以上2,900,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 99,756円 ア 前年の合計所得金額が<u>2,900,000円以上4,000,000円未満</u>であ	(保険料率) 第3条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率</u>は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(6) (略) (7) 次のいずれかに該当する者 81,048円 ア 前年の合計所得金額が<u>1,200,000円以上2,000,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。） (8) 次のいずれかに該当する者 93,528円 ア 前年の合計所得金額が<u>2,000,000円以上3,000,000円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。） (9) 次のいずれかに該当する者 99,756円 ア 前年の合計所得金額が<u>3,000,000円以上4,000,000円未満</u>であ

り、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10)～(12) (略)

- 2 所得の少ない 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の _____ 保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,056円とする。

(延滞金)

第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から3箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金 _____

_____を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額については、この限りでない。

- 2 (略)

(罰則)

第14条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主、世帯員又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出

り、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10)～(12) (略)

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,056円とする。

(延滞金)

第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14.6パーセント（納期限の翌日から3箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金 （その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、これを徴収しないことができる。

- 2 (略)

(罰則)

第14条 市は、被保険者、_____被保険者の配偶者若しくは_____被保険者の属する世帯の世帯主、世帯員又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出

若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

（調査権）

第17条 市長は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、第1号被保険者の配偶者又は第1号被保険者に属する世帯の世帯主若しくは世帯員の資産若しくは収入の状況その他市長が必要と認める事項につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

（調査権）

第17条 市長は、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、 被保険者の配偶者又は 被保険者に属する世帯の世帯主若しくは世帯員の資産若しくは収入の状況その他市長が必要と認める事項につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年亀岡市条例第14号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（基本方針） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設 、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。 （内容及び手続の説明及び同意） 第7条 （略） 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。	（基本方針） 第3条 （略） 2・3 （略） 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。 （内容及び手続の説明及び同意） 第7条 （略） 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病

3 (略)

4 (略)

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

7 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第34条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために

介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者

院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) (略)

8 (略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第34条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) (略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本とし

つつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者

の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(14) (略)

(15)～(20) (略)

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(22)～(28) (略)

の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(14) (略)

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15)～(20) (略)

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(22)～(28) (略)

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(申請者の要件)	(申請者の要件)
第5条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人（亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号イ及びエに掲げる者を除く。）	第5条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人（亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号イ及びエに掲げる者を除く。） <u>又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）</u> とする。
とする。	
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に <u>3年以上</u>	2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号イの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に <u>1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）</u> 従事した経験を有する者をもって充てることができる。
従事した経験を有する者をもって充てることができる。	
3・4 (略)	3・4 (略)
5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に <u>次の各号</u> に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、 <u>午後6時から午前8時までの間において</u> 、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に <u>次</u> に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、 <u>、</u> 当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)

6 (略)

7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9～11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第194条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援

(12) 介護医療院

6 (略)

7 _____当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず_____、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9～11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第194条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援

事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号

_____に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第62条の6、第62条の28及び第62条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（勤務体制の確保等）

第34条 （略）

2 （略）

3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 （略）

（地域との連携等）

第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等

事業者が開催するサービス担当者会議（亀岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年亀岡市条例第 _____号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）

第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第62条の6、第62条の28及び第62条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（勤務体制の確保等）

第34条 （略）

2 （略）

3 前項本文の規定にかかわらず、_____随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 （略）

（地域との連携等）

第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等

を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2・3 (略)

- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には_____、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第50条 (略)

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上

_____サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第62条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

- (8) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。

を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2・3 (略)

- 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第50条 (略)

- 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第62条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

- (8) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。

(利用定員)

第62条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第62条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第62条の34に規定する_____規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第62条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第62条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(準用)

第62条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第62条の7（第3項第2号を除く。）、第62条の8及び第62条の13から第62条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中_____

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第62条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第62条

(利用定員)

第62条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を18人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第62条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第62条の34に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第62条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第62条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(準用)

第62条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第62条の7（第3項第2号を除く。）、第62条の8及び第62条の13から第62条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「運営規程」とあるのは「第62条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第62条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第62条

の18第4項中「第62条の5第4項」とあるのは「第62条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第64条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設_____、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。））に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2～7 (略)

(利用定員等)

第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____

_____においては施設ご

の18第4項中「第62条の5第4項」とあるのは「第62条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第64条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。））に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

2～7 (略)

(利用定員等)

第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ご

とに1日当たり3人以下とする

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第85条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（従業者の員数等）

第85条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章に

とに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第85条第7項及び第194条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

（従業者の員数等）

第85条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章に

において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第46条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第194条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 (略)

- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」____という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト

2～5 (略)

- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」____という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト

型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われ
ると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 （略）

（管理者）

第86条 （略）

2 （略）

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセン
ター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセン
ターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設_____、指定
小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事
業所、指定複合型サービス事業所（第196条に規定する指定複合型
サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問
介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者
をいう。次条、第114条第2項、第115条及び第196条において同
じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有す
る者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの
でなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老
人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同
生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護
員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保
健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有す
る者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの
でなければならない。

（居宅サービス計画の作成）

第96条 （略）

型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行わ
れると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 （略）

（管理者）

第86条 （略）

2 （略）

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセン
ター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセン
ターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定
小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事
業所、指定複合型サービス事業所（第196条に規定する指定複合型
サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問
介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者
をいう。次条、第114条第2項、第115条及び第196条において同
じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有す
る者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの
でなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第87条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老
人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医
療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同
生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護
員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保
健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有す
る者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの
でなければならない。

（居宅サービス計画の作成）

第96条 （略）

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条 各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(協力医療機関等)

第106条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第114条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準条例第16条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(協力医療機関等)

第106条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第114条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第120条 （略）

2～6 （略）

7 （略）

（協力医療機関等）

第128条 （略）

2 （略）

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（従業者の員数）

第133条 （略）

2・3 （略）

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な

第120条 （略）

2～6 （略）

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

8 （略）

（協力医療機関等）

第128条 （略）

2 （略）

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（従業者の員数）

第133条 （略）

2・3 （略）

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ_____1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な

連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。) にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

5・6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士 _____ 又は介護支援専門員

(2) (略)

8～10 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第141条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。) にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

5・6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(2) (略)

(3) 介護医療院 介護支援専門員

8～10 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第141条 (略)

2～5 (略)

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 (略)

(従業者の員数)

第154条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第190条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第155条第1項第6号並びに第183条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設_____又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施

(従業者の員数)

第154条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第181条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第190条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第155条第1項第6号並びに第183条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施

設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5~7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは
作業療法士 又は介護支援専門員

(3) (略)

9~17 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第156条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設_____を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第160条 (略)

2~5 (略)

設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5~7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) (略)

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9~17 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第156条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第160条 (略)

2~5 (略)

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図
るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

6 (略)

(運営規程)

第171条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第185条 (略)

2～7 (略)

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 (略)

(緊急時等の対応)

第168条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第154条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(運営規程)

第171条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 緊急時等における対応方法

(7) (略)

(8) (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第185条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に

8 (略)

(運営規程)

第189条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(従業者の員数等)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（

1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 (略)

(運営規程)

第189条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 緊急時等における対応方法

(8) (略)

(9) (略)

(従業者の員数等)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（

__の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（_____）_____本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にある場合は、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第85条第7項に規定する）本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）

能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) (略)

能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 介護医療院

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能

8 (略)

9 (略)

型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従事者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

11 (略)

12 (略)

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適正に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第202条において「研修修了者」という。）を置くことができ

10 (略)

(管理者)

第195条 (略)

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人

る。

14 (略)

(管理者)

第195条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人

以下とする。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員

）まで

（略）

- (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人

まで

（設備及び備品等）

第198条 （略）

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) （略）

- (2) 宿泊室

イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下この号において「個室」とい

（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで

（略）

- (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）まで

（設備及び備品等）

第198条 （略）

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) （略）

- (2) 宿泊室

イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下この号において「個室」とい

う。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3・4 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第202条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員_____

_____に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～10 (略)

(準用)

第205条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第62条の11、第62条の13、第62条の16、第62条の17、第90条から第93条まで、第96条から第98条まで、第100条、第101条、第103条から第107条まで及び第109条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について

う。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

ホ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3・4 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第202条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第194条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～10 (略)

(準用)

第205条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第45条、第62条の11、第62条の13、第62条の16、第62条の17、第90条から第93条まで、第96条から第98条まで、第100条、第101条、第103条から第107条まで及び第109条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について

準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第205条において準用する第103条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第62条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とと
第92条及び第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第109条中「第85条第6項」とあるのは「第194条第7項各号」と読み替えるものとする。

準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第205条において準用する第103条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第62条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第90条中「第85条第12項」とあるのは「第194条第13項」と、
第92条及び第100条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第109条中「第85条第6項」とあるのは「第194条第7項各号」と読み替えるものとする。

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第34号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
(従業者の員数) 第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設_____、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2～7 (略) (利用定員等) 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型	(従業者の員数) 第6条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。））、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、<u>介護医療院</u>、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2～7 (略) (利用定員等) 第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型

特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設_____

_____においては施設ごとに1日当
たり3人以下とする

- 2 (略)
(従業者の員数等)

第46条 (略)

2～5 (略)

- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは同表の右欄に掲げる、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

- 2 (略)
(従業者の員数等)

第46条 (略)

2～5 (略)

- 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは同表の右欄に掲げる、当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） _____	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

7～13 （略）

（管理者）

第47条 （略）

2 （略）

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第196条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第74条第2項及び第75条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は <u>介護医療院</u>	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

7～13 （略）

（管理者）

第47条 （略）

2 （略）

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第196条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第74条第2項及び第75条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第62条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第74条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第62条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第74条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第75条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設

設_____、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第80条 (略)

2 (略)

(協力医療機関等)

第85条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第80条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(協力医療機関等)

第85条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（特定教育・保育の取扱方針） 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1） （略） （2） 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 （3）・（4） （略） 2 （略）	（特定教育・保育の取扱方針） 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1） （略） （2） 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項 （3）・（4） （略） 2 （略）

亀岡市企業立地促進条例（平成17年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
（工場等の指定） 第3条 市長は、企業者が立地した工場等で次の各号の全てに適合するもののうち適当と認めるものを指定工場等として指定することができる。 （1） 投下固定資産総額が50,000,000円以上であること。 （2） 常時雇用従業員が新設にあつては5人以上増加、増設及び建替にあつては3人以上増加であること。 （3） 常時雇用従業員のうち、本市に住所を有し、かつ新規に雇用される者（以下「新規市内従業員」という。）が1人以上であること。 （4） 特定地域に立地するものであること。 2・3 （略）	（工場等の指定） 第3条 市長は、企業者が立地した工場等で次の各号の全てに適合するもののうち適当と認めるものを指定工場等として指定することができる。 （1） 投下固定資産総額が50,000,000円以上であること。 （2） 常時雇用従業員が新設にあつては5人以上増加、増設及び建替にあつては3人以上増加であること。 （3） 常時雇用従業員のうち、本市に住所を有し、かつ新規に雇用される者（以下「新規市内従業員」という。）が1人以上であること。 （4） 特定地域に立地するものであること。 <u>（5） 企業者が、地域経済の振興に寄与すると認められる経済団体に加入していること。</u> 2・3 （略）

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後（案）
目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 公園の設置（第3条－<u>第3条の6</u>） 第3章 公園の管理（第4条－第9条） 第4章 工作物等の保管の手続等（第9条の2－第9条の6） 第5章 使用料（第10条・第11条） 第6章 雑則（第12条－第18条） 第7章 罰則（第19条・第20条） 附則 第1章 総則 （公園施設の設置基準の特別の場合） 第3条の4 前条ただし書の特別の場合は、次に掲げる場合とする。 （1） （略） （2） （略） （3） 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は<u>前2号</u>の規定により認められる建築面積を超えること	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 公園の設置（第3条－<u>第3条の7</u>） 第3章 公園の管理（第4条－第9条） 第4章 工作物等の保管の手続等（第9条の2－第9条の6） 第5章 使用料（第10条・第11条） 第6章 雑則（第12条－第18条） 第7章 罰則（第19条・第20条） 附則 第1章 総則 （公園施設の設置基準の特別の場合） 第3条の4 前条ただし書の特別の場合は、次に掲げる場合とする。 （1） （略） （2） （略） <u>（3） 認定公募設置等計画（法第5条の7第1項に規定する公募設置等計画）に基づき公募対象公園施設である建築物（前2号に規定する建築物を除く。）を設ける場合、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u> <u>（4） 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前3号の規定により認められる建築面積を超えること</u>

ができることとする。

- (4) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。）を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

<新規>

（設置、区域の変更及び廃止）

第3条の5 （略）

（開園時間及び休園日）

第3条の6 （略）

第3章 公園の管理

（公園の占用の許可）

第8条の2 （略）

2 （略）

第6章 雑則

（指定管理者による管理）

第17条 （略）

ができることとする。

- (5) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前4号に規定する建築物を除く。）を設ける場合、当該建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前4号の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

（公園施設に関する制限等）

第3条の5 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

（設置、区域の変更及び廃止）

第3条の6 （略）

（開園時間及び休園日）

第3条の7 （略）

第3章 公園の管理

（公園の占用の許可）

第8条の2 （略）

2 （略）

3 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

第6章 雑則

（指定管理者による管理）

第17条 （略）

2 (略)

3 (略)

4 指定管理者が行う公園の管理の基準は、第3条の6から第9条の6までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条の6中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第4条、第7条から第9条までの規定、第9条の3、第9条の4、第9条の6、第10条第4項、第11条、第13条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

別表第1（第3条関係）

都市公園

公園番号	名称	位置
1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内
2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内
3	坂部公園	亀岡市東堅町地内
4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内
5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内
6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内
7	河原町公園	亀岡市河原町地内
8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内
9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内
10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町、吉田地内
11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、式番、西垣内地内
12	旭公園	亀岡市旭町年角地内
13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内
14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内
17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内
18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内
19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内

2 (略)

3 (略)

4 指定管理者が行う公園の管理の基準は、第3条の7から第9条の6までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条の7中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第4条、第7条から第9条までの規定、第9条の3、第9条の4、第9条の6、第10条第4項、第11条、第13条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

別表第1（第3条関係）

都市公園

公園番号	名称	位置
1	平和台公園	亀岡市余部町安行山、岩ヶ谷地内 亀岡市下矢田町中山、医王谷、安行山、鏡岩地内 亀岡市安町安行山地内
2	東つつじヶ丘公園	亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目地内
3	坂部公園	亀岡市東堅町地内
4	天川公園	亀岡市曾我部町穴太二ツ池地内
5	野条公園	亀岡市篠町野条イカノ辻南地内
6	保津ヶ丘公園	亀岡市保津町上火無地内
7	河原町公園	亀岡市河原町地内
8	西つつじヶ丘公園	亀岡市西つつじヶ丘大山台2丁目地内
9	三ツ辻公園	亀岡市馬路町小米田地内
10	亀岡運動公園	亀岡市曾我部町穴太地内 亀岡市吉川町穴川、吉田地内
11	大堰川緑地東公園	亀岡市保津町六条口、式番、西垣内地内
12	旭公園	亀岡市旭町年角地内
13	南郷公園	亀岡市古世町西内坪地内
14	ぐみ谷公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
15	ぐみ谷南公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目地内
16	大日谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目地内
17	ひのき谷北公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台1丁目地内
18	ひのき谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目地内
19	大日谷公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台2丁目地内

20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内
21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内
22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内
23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内
24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内
25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内
28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内
29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内

別表第3（第3条の2、第10条関係）

使用料

2 公園を占用又は利用する場合

区分	使用単位	単位時間	金額
道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号に掲げる工作物及び同項第2号に掲げる物件	亀岡市道路占用料徴収条例（昭和31年亀岡市条例第36号）に定める額		
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル	1日	20円
興行、競技会、集会、展示会、博覧会類	1平方メートル	1日	20円
行商、募金、その他これに類する行為	1人	1日	400円
業として行う写真撮影	撮影機（写真機）1台	1日	1,000円
業として行う映画撮影	1件	1日	10,000円

20	吉川公園	亀岡市吉川町吉田沢地内
21	古世親水公園	亀岡市北古世町1丁目地内
22	南金岐雨蛙公園	亀岡市大井町南金岐重見地内
23	さくら公園	亀岡市千歳町国分後田地内
24	鉄道歴史公園	亀岡市大井町並河1丁目地内
25	大藪1号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
26	大藪2号公園	亀岡市大井町並河3丁目、南金岐重見地内
27	山本ふれあい公園	亀岡市篠町山本中條地内
28	桜台アゼリア公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台5丁目地内
29	マロッコ公園	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目地内
30	七色公園	亀岡市篠町馬堀駅前1丁目地内
31	ちとせ山公園	亀岡市南つつじヶ丘桜台4丁目地内
32	前山東公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
33	前山南公園	亀岡市東つつじヶ丘曙台4丁目地内
34	大成公園	亀岡市大井町土田1丁目地内
35	大井西部公園	亀岡市大井町土田3丁目地内

別表第3（第3条の2、第10条関係）

使用料

2 公園を占用又は利用する場合

区分	使用単位	単位時間	金額
道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号に掲げる工作物及び同項第2号に掲げる物件	亀岡市道路の占用に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）に定める額		
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル	1日	20円
興行、競技会、集会、展示会、博覧会類	1平方メートル	1日	20円
行商、募金、その他これに類する行為	1人	1日	400円
業として行う写真撮影	撮影機（写真機）1台	1日	1,000円
業として行う映画撮影	1件	1日	10,000円

広告用工作物類	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル	1 日	3, 000 円
その他の占用又は利用	別に市長が 定める。		

広告用工作物類	表 示 面 積 1 平 方 メ ー ト ル	1 日	3, 000 円
その他の占用又は利用	別に市長が 定める。		